

地域社会の課題解決に取り組むみなさまへ

ソーシャルビジネス支援資金 のご案内



Design your Mission



日本政策金融公庫

国民生活事業には、

ソーシャルビジネスを営む方のための融資制度があります。

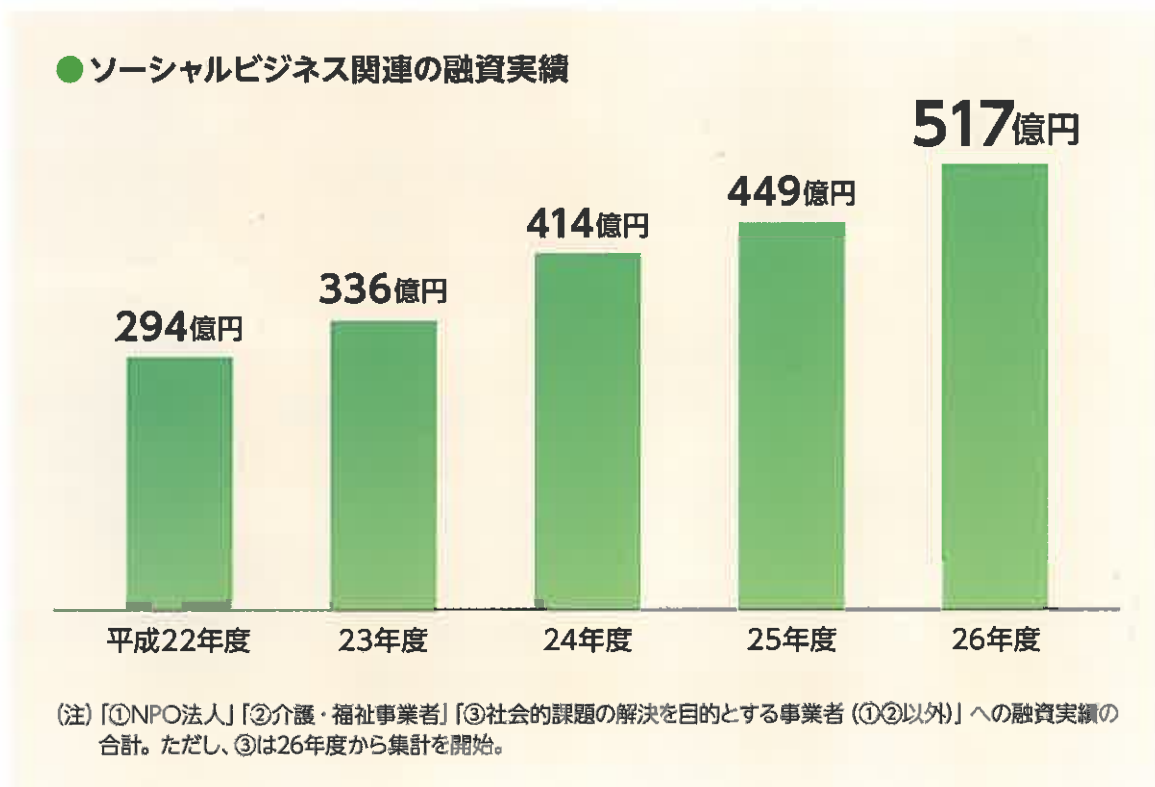
詳しくは中面をご覧ください。

ソーシャルビジネスのカタチ

～ソーシャルビジネスはさまざまな形で広がり続けています～



ソーシャルビジネスとは、**地域や社会が抱える課題の解決に取り組む事業**のことです。当公庫（国民生活事業）は、ソーシャルビジネスの担い手のみなさまが必要とする事業資金をご融資しています。平成26年度のソーシャルビジネス関連の融資実績は、6,045件、517億円となりました。



ソーシャルビジネスマーク

企業、NPO、住民、行政、公的機関など、さまざまな主体が手を取り合って、地域社会が抱える課題の解決に取り組む様子を、ソーシャルビジネス (Social Business) の「S」を用いて表現しています。



日本政策金融公庫 国民生活事業には、 ソーシャルビジネスを営む方の ための融資制度があります。

詳しくは中面をご覧ください。

ソーシャルビジネスのカタチ

～ソーシャルビジネスはさまざまな形で広がり続けています～

国民生活事業をご利用いただいた方のソーシャルビジネスの取組み例

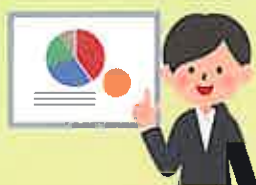
高齢者の介護

独自のプログラムで、高齢者の
身体能力の回復を目指す
リハビリ型デイサービス



女性活躍推進

子育て中の母親の社会進出を
後押しする
職業教育支援・技能教授



商店街の空き店舗対策

若者の居住促進を図るため、
商店街の空きビルを改修した
シェアハウス賃貸



被災地復興

被災地のコミュニティ再生を
目的に、地域内外の人々を
呼び込むカフェサロン



子育て支援

遊びの体験を通じて、
子どもたちの生きる力を育む
放課後クラブ



自然・環境保護

山林保護を目的として、
観光客向けに植林体験や
自然体験ツアーを企画・運営



途上国支援

技術指導により、途上国で
雇用を創出し、フェアトレードを
実践する洋服製造業



過疎地域の活性化

地域振興のために、
地産品を用いた地域ブランド
商品を開発する食品製造業





障がい者の就労支援

障がい者が働くための
パン工房を併設した
就労継続支援事業所



●ソーシャルビジネスに取り組む中小企業・小規模事業者、NPOのみなさまを資金面からサポートします。

ソーシャルビジネス支援資金（企業活力強化貸付）の概要

ご利用 いただける方	次のいずれかに該当する方	
	<ol style="list-style-type: none"> 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方であって、次のいずれかの要件を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> 地方公共団体の補助金等を受けている方 日本公庫から経営上の助言等^(注1)を受ける方 保育サービス事業、介護サービス事業等^(注2)を営む方 NPO法人 	
お使いみち	「ご利用いただける方」に該当する方が必要とする設備資金及び運転資金	
ご融資限度額	担保なし	 4,800万円
	詳しくは POINT 2 をご覧ください。	 3,000万円（うち運転資金1,500万円）
	担保あり	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
ご返済期間	設備資金	15年以内（特に必要な場合20年以内）
	運転資金	5年以内（特に必要な場合7年以内）
利率 ^(注3)	ア 「ご利用いただける方」の1（1）または1（2）に該当する方	特別利率A
	イ 「ご利用いただける方」の2に該当する方であって、下記エ以外の方	
	ウ 認定NPO法人（仮認定NPO法人を含みます。）	
	エ 「ご利用いただける方」の2に該当する方であって、次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> 創業前または創業後おおむね7年以内の方 待機児童または介護難民の解消等に貢献する取組みを行うための資金として利用される方 	特別利率C
オ 上記ア～エに該当しないNPO法人	基準利率	
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 NPO法人の特例 利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります ^(注4) 。	

(注1) 事業計画書（日本公庫様式）を策定いただき、ご融資後3年間は、半期に1回、事業計画の進捗状況を確認させていただきます。

(注2) 日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。

(注3) お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでもご覧いただくことができます。

(注4) 新創業融資制度を適用する方を除きます。また、NPO法人以外の方でも、一定の要件に該当する場合は、代表者保証が不要になります（経営者保証免除特例制度）。詳しくは、支店窓口までお問い合わせください。

担保・保証人を 不要にすることもできます！

●ソーシャルビジネス支援資金とあわせて、下記の制度をご利用いただけます。

✿ 税務申告を2期以上行っている方

制度名	担保を不要とする融資
担保・保証人	担保不要・代表者の方のみの保証（個人営業の方は保証人不要）

- (注) 1 これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。
2 実質的な経営者である方や事業承継を予定している方などには、保証をお願いする場合があります。

🌱 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方

制度名	新創業融資制度
担保・保証人	担保・保証人不要

- (注) 1 事業開始前または事業開始後で税務申告を終えていない方は、「創業時において、原則創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」等の一定の要件に該当することが必要です。
2 ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。

創業企業の利率を低減します！

●ソーシャルビジネス支援資金とあわせて、下記の制度をご利用いただけます。

制度名	創業支援貸付利率特例制度
ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業を開始してから1年以内の方
低減される利率	▲0.2% ただし、次のいずれかに該当する方は、▲0.3% (ア) 女性または30歳未満の方 (イ) Uターン等により地方で創業する方

ご利用例

送迎用車両の購入や新たに雇用する職員に対する人件費の支払い



事業内容：訪問介護
ご融資金額：500万円
ご返済期間：5年
毎月のご返済元金：9万円（利息は含みません）

老朽化した事業所の改修工事代金やパソコン等の事務機器の購入



事業内容：若者就労支援（パソコン教室）
ご融資金額：1,000万円
ご返済期間：7年
毎月のご返済元金：15万円（利息は含みません）

ホームページ開設、チラシ配布等の広告宣伝費、材料等の仕入の支払い



事業内容：コミュニティカフェ（飲食業）
ご融資金額：200万円
ご返済期間：3年
毎月のご返済元金：6万円（利息は含みません）

ご利用の手続き

ご相談 お申込

- 融資制度、お申込手続き等のお問い合わせはお電話にて承っております。
お気軽にお電話ください。 ※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

事業資金相談ダイヤル



行こうよ! 公庫
0120-154-505

[受付時間] 平日 9:00~19:00

- 支店窓口にお越しいただき、ご相談される場合は、最近2期分の確定申告書・決算書（個人営業の方は申告決算書）や創業計画書をお持ちいただければ、より具体的なお相談を承ります。
- 所定の借入申込書にあわせて、次の書類をご提出いただきます。
（郵送やホームページでのお申込も可能です。ホームページからお申込いただく場合は、別途書類のご提出をお願いいたします。） [ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp/>]

個人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書（申告されている場合）
法人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。）
	<input type="checkbox"/> 最近の試算表（決算後6カ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）
設備資金をお申込の場合	<input type="checkbox"/> 見積書
はじめてご利用される方	<input type="checkbox"/> 創業計画書（新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方。創業計画書は、最寄りの支店やホームページに用意しております。）※創業計画書をご提出いただいた場合、企業概要書の提出は不要です。
	<input type="checkbox"/> 企業概要書
	<input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方）

ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話をお伺いします。
ご準備いただく書類は、営業状況（計画）や資産・負債の分かる書類などです。
- 事務所や店舗、工場をお訪ねすることがあります。

ご融資

- ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

ご返済

- ご返済は原則として月賦払いです。
- ご返済方法は、元金均等返済、元利均等返済、ステップ返済などを用意しております。



※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

お申込いただいた後は迅速に対応させていただきます。ご融資が決まるまでの平均所要日数は、2週間程度（土日、祝日を含みます。）です。ただし、ご融資の条件などによっては、多少日数を要する場合があります。
お急ぎの場合など詳しくは、最寄りの支店窓口にお気軽にご相談ください。



ホームページでもご利用の
手続きをご案内しています。

※ ホームページ上で、借入申込書、企業概要書、創業計画書のダウンロードもできます。

日本公庫に関するQ & A

Q1 日本政策金融公庫はどのような組織ですか？

A1 当公庫は、100%政府出資の政策金融機関です。国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業がそれぞれ連携し、幅広いサービスを提供しています。国民生活事業では、小規模事業者・創業企業のみなさまへの事業資金融資などを取り扱っています。

Q2 どれくらいの数の企業が、国民生活事業を利用していますか？

A2 わが国の中小企業・小規模事業者数は、約385万企業。当公庫（国民生活事業）の事業資金の融資先は、約91万企業となっており、数多くの中小企業・小規模事業者のみなさまにご利用いただいています。

Q3 国民生活事業の融資にはどのような特徴がありますか？

- A3**
- 事業を営むほとんどの方がご利用いただけます。
 - 新たに事業を始める方もご利用いただけます
 - 無担保・無保証人での融資もお取り扱いしています。
 - 長期のご返済で、お利息は固定金利です。
- ※金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽事業等の業種の方はご利用いただけません。

Q4 元金の支払いを据え置くことはできますか？

A4 できます。据置期間は各種融資制度によって異なりますので、詳しくは、最寄りの支店または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

(例) ソーシャルビジネス支援資金の元金据置期間

設備資金	3年以内
運転資金	6カ月以内 (特に必要な場合1年以内)

ご注意

当公庫と関係のない業者が「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけるという事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。

事業資金に関するお問い合わせ先

事業資金相談ダイヤル



行こうよ! 公庫
0120-154-505

[受付時間] 平日 9:00~19:00

日本公庫ホームページ

日本公庫

検索

<http://www.jfc.go.jp/>



日本政策金融公庫

国民生活事業